

令和5年度
社会教育主事講習[A(夏季)]

(通常コース・オンラインコース)

期間 令和5年7月11日～8月30日
主催 国立教育政策研究所
社会教育実践研究センター

目 次

	ページ
I 実施要項	1
II 受講申込み	9
III 受講について（受講決定後から受講まで）	16
参考規程	20
Q & A	26
様式集	32
別表 1（講習を行う科目名、単位数等）	44
別表 2（日程）	48



受講にあたっての注意

- 社会教育主事講習の申込みや受講にあたっては、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター（以下、「当センター」という。）のホームページに掲載しているオリエンテーション動画を御覧いただいた上で手続きをお願いします。本講習の意義や目的、受講上の留意事項等を説明しています。
<https://www.nier.go.jp/jissen/index.htm>
- 本講習は、ICTを活用した受講方法を推進しています。受講にあたっては、パソコンの基本的な操作ができることが前提となります。また、受講にあたっては、安定したインターネット接続環境が必要となります。
- 申込みにあたり、本要項記載の要件を満たしていない場合や受講申込みの書類等に虚偽の記載や申告等がある場合は、申込みを、受講決定後にあつては受講決定を、修了認定後であれば修了認定を取り消します。
- 実施要項に記載されていることや示されている要件等を満たしていないことが原因で不具合が生じ、結果として受講ができなくなっても、当センターは責任を負いません。よくお読みになった上で申込み又は受講の準備等をしてください。

I 実施要項

1 社会教育主事講習の概要

国立教育政策研究所（以下、「当研究所」という。）は、社会教育法第9条の5の規定及び社会教育主事講習等規程（以下、「省令」という。）に基づき、文部科学大臣から委嘱を受け、社会教育主事となりうる資格を付与すること、及び社会教育に携わる専門的職員等の資質の向上を目的として講習を実施しています。

○当センターホームページに掲載しているオリエンテーション動画を御覧いただき、本講習の概要を確認ください。

2 主催（会場）

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター
（東京都台東区上野公園12-43）

○eラーニング及びライブ配信は自宅または職場での受講となります。
○オンラインコースは一切集合しません。

3 募集定員

80名（内訳） 通常コース 68名
オンラインコース 12名

○併願できません

4 受講資格

・省令第2条各号のいずれかに該当する者。詳細は、省令で確認してください。

○受講資格の何号に該当するかによって、応募に必要な提出書類が異なります。
○本実施要項 P21 参考規程参照

第2条	該当する者の例
第1号該当者	大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者
第2号該当者	教育職員の普通免許状を有している者
第3号該当者	2年以上、社会教育主事補、司書・学芸員等、社会教育に関係する業務に従事している者 他
第4号該当者	4年以上、学校の教職員、専修学校の校長及び教員、少年院又は児童自立支援施設において教育を担当する職にあった者
第5号該当者	その他文部科学大臣が上記に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者

5 講習を行う科目名、単位数、内容・テーマ、配当時間数、教育方法及び講師

別表1のとおり

○本実施要項 P44 参照

6 講義日程

別表2のとおり

○本実施要項 P48 参照

7 日程及び受講方法

(1) 受講方法等

ア 受講方法

インターネットを活用した講義の受講（当研究所が制作した講義動画の視聴（以下、「eラーニング」という。）及びライブ配信の視聴）と集合形式での講義・演習があります。

eラーニング	ライブ配信の視聴	集合形式での講義・演習
		
<ul style="list-style-type: none">○当研究所が制作したLMS上の学習プログラム（講義動画）を視聴します。○視聴期間内は、時間や場所、回数を問わず受講できます。	<ul style="list-style-type: none">○Web 会議システムを使い、指定の日時（リアルタイム）に職場や自宅等で講義を視聴します。	<ul style="list-style-type: none">○会場に集合して講義を受講、演習に参加します。

イ 受講

ライブ配信や集合形式の受講においては、全日程・全講義にすべて出席していただく必要があります。

当センターがやむを得ないと考える事由以外、業務や私事都合のために欠席することはできません。必ず、業務や生活等の影響を受けず受講に専念できるよう事前に調整してください。

○出席・欠席等の考え方については、本実施要項 P7 及び参考規程 P24-25 参照

(2) 各コースの日程

コースによって、日程や受講方法等が異なります。

○「生涯学習概論」「社会教育経営論」は、各コース共通の日程です。科目の最後に修了テストがあります。

○「生涯学習支援論」「社会教育演習」は、一部が共通の日程です。それぞれ、講義の後に演習があります。

ア 通常コース

7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	eラーニング期間										ライブ配信	eラーニング期間																			
	生涯学習概論										社会教育経営論																				

8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
ライブ配信	ライブ配信		集合				山の日		集合																						
社会教育経営論	生涯学習支援論		生涯学習支援論				社会教育演習																								

イ オンラインコース

本実施要項 P8 他参照

7月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	eラーニング期間										ライブ配信	eラーニング期間																			
	生涯学習概論										社会教育経営論																				

8月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
ライブ配信	ライブ配信		ライブ配信				ライブ配信		ライブ配信				ライブ配信				ライブ配信				ライブ配信										
社会教育経営論	生涯学習支援論		生涯学習支援論				社会教育演習		社会教育演習				生涯学習支援論				社会教育演習				社会教育演習										

(3) 履修順

講習内容を体系的に理解し、実践力を高めてもらうため、**①生涯学習概論、②社会教育経営論、③生涯学習支援論、④社会教育演習の順序での履修をお願いしています。**

①②③④の順に履修していただくこととなりますので、例えば、今回全科目の受講申込みをしていたとして、①生涯学習概論で出席時間が不足又は修了テストが不合格等の理由から未修了となった場合、次の②社会教育経営論は受講できません。以降の科目においても同様です。

8 インターネットを活用した受講の要件等

eラーニングやライブ配信の視聴による受講のためには、パソコンとメールやWeb会議システム等のソフトウェア、そしてインターネットに接続できる環境が必要です。また、基本的なパソコン操作ができることが前提となります。



注意事項

- パソコンやソフトウェア、ネットワーク環境等は、すべて受講者で準備していただくものです。機器の故障やネットワークの不具合は、当センターで対応することはできません。
- 各自1人1台パソコンをお使いください。LMS等への同時アクセス数に制限があります。複数台での接続があると、他の受講者がシステムへログインできなくなりますので、絶対におやめください。
- 多くの方が同時に受講しています。パソコン操作のサポート等の個別対応はできません。

(1) 本講習において必要なパソコンスキル

高いパソコンスキルを求めるものではありませんが、次に列挙するスキルが最低限必要になります。

ア パソコン基本操作

- ・基本的な文字入力ができること
- ・当センターが用意するLMSへユーザIDとパスワードを入力してログインできること
- ・複数のソフトウェアを同時に起動し、マルチで操作ができること
- ・ウインドウの最小化・最大化ができること
- ・データのダウンロード/アップロードができること
- ・データの圧縮/解凍ができること

イ Web会議システム（※ 以下、「Zoom」という。）

- ・当センターが指定するミーティング（ライブ配信）に入退室できること
- ・名前（受講決定後に当センターが指定）を変更できること
- ・ビデオ（カメラ）やミュート（音声）切り替えができること
- ・ブレイクアウトルーム（メインルームでのミーティングから、少人数に分かれてミーティングを行う。）への入退室ができること
- ・当センターが画面上で本人確認ができるように、カメラ位置等の調整ができること
- ・チャット機能が使えること（指示があるとき以外使用禁止）

ウ オフィス製品・OAソフト

- ・Word/Excel/PowerPointを使い、文書作成/編集/印刷、他基本的な操作ができること。

○受講を希望する者が要件を満たすことができない場合は、受講開始前までにご自身で練習をしていただくか、受講時に職場やご家族等のサポートが受けられるよう準備していただく必要があります。（集合形式の場合は、自立して操作していただきます。）

○※Zoom デスクトップクライアントを想定しています。

○Zoomのホームページ等で操作の確認ができます。

(5) メール

研修に関する連絡などをメールにて送付（一斉送信）する場合があります。

次の注意事項をよく確認して、受講申込みの際に、適切なメールアドレス一つを登録してください。（受講申込書（様式1）の「⑤E-mail」の欄に記入ください。）

○受講申込み後は、メールアドレスの変更はできませんので、次の要件をすべて満たすメールアドレスを登録してください。

・受講する場所を考え、**常時確認可能なメール**であること

（例）自宅で受講する予定なのに、自宅で職場のメールが閲覧できない場合、重要な連絡を見逃すことになります。自宅でも閲覧可能なメールを登録してください。

・キャリアメール（携帯メール）や**職場の代表アドレスは不可**。

※ 職場のメールの場合は、データサイズやファイル添付等の機能が制限されている場合があります。

○Gmailをお使いの方は特に注意願います。

当センターからの一斉送信メールを受信できない事案が多発しています。

次のいずれかの対応をお願いします。

①「@nier.go.jp」からのメール又は、別途指定するメールアドレスを受信できるようにドメイン指定を行う。

②Gmail以外のメールアドレスを登録する。



9 受講者の選定及び受講者決定の通知

当研究所は、「社会教育主事講習運営委員会」の意見を基に受講者を選定し、受講決定した結果を、推薦のあった都道府県教育委員会及び受講者本人に通知します。

受講対象者の選考を行う際には、文部科学省が定める本講習の運用指針（以下、「運用指針」という。）に基づき、定員を上回る希望があり、受講対象者の選定を行う際には、社会教育主事の配置促進の観点から、新たに社会教育主事となる資格を得ようとする者のうち、以下の順に規定されている常勤の者を優先することとしています

- ① 都道府県・市町村の教育委員会の事務局に置かれている職員
- ② 都道府県・市町村の職員
- ③ 「社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職を指定（H8.8.28 文部省告示第148号）」に規定されている職についている者

○社会教育主事講習や大学における社会教育主事養成課程の修了者で、社会教育士と称するためや学び直し等のために受講を希望する者は、定員に余裕がある場合に選定されます。

○③については、本実施要項 P29 Q & A 程参照。

10 修了認定及び修了証書

(1) 本講習の単位修得の認定は、**社会教育主事講習単位修得認定細目**（国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長裁定。以下、「細目」という。）に規定した要件を総合的に考慮し、外部有識者も加えた「社会教育主事講習運営委員会」の議を経て行います。

ア **細目1（三）に規定する多様なメディアを高度に利用して行う講義（集合形式以外のeラーニングやライブ配信等）の参加、出席・欠席の取扱い等**は、下記のとおりとします。

受講方法	出欠の考え方等
eラーニング (生涯学習概論・社会教育経営論)	すべての講義動画を視聴し、講義ごとの小テスト、修了テストを受けていただくことで出席とみなします。
ライブ配信（全科目）	Web会議システムへの参加やその画面に映る顔等で出席を確認します。

イ 受講期間中、次に該当する場合で当研究所の指示に従っていただけないときは、**細目4に規定する履修状況が適切でないと判断し、受講を遠慮いただく場合があります。**

- ・他の受講者の受講の妨げまたは迷惑になる行為をしたと認められる場合
- ・受講態度が著しく不良であると認められる場合
- ・オンラインでの受講中において、受講に専念できる環境で受講していないと認められる場合
- ・受講生が公序良俗に反する行為や法令等の重大な違反行為を行い、社会通念上において受講させるべきではないと認められる場合
- ・その他、本講習の運営に支障をきたす行為・行動が認められる場合

ウ 細目2に記載する科目毎の課題とその評価は次のとおりです

- ・**生涯学習概論と社会教育経営論では、上記に記載するeラーニングやライブ配信による受講の他、科目の最後に実施する修了テストの結果（合格）をもって修了の評価をします。**
- ・**生涯学習支援論と社会教育演習では、講義等への出席の他、演習への取組状況や提出物・成果物等で修了の評価をします。**

(2) 当研究所は、省令第8条により、本講習において8単位以上の単位を修得した者に対して、受講終了後、講習の修了証書を授与します。社会教育法第8条第3項の規定により、**修了証書を授与された者は、「社会教育士（講習）」と称することができます。**

修得単位が8単位に満たない者に対しては、修得した科目の「単位修得証明書」【様式4】を交付します。

○「細目」については本実施要項 P24 細目参照。

○修了テストや単位修得認定の内容や結果に関する問合せには、お応えできません。

○修了証書は、再発行しませんので、大切に保管してください。

○社会教育士については、本実施要項 P21 省令及び P31 Q&A 参照。

講習日程終了後、2～3週間以内に本人宛に修了証書又は単位習得証明書を推薦機関には結果を通知します。

11 受講に要する経費

受講料はありませんが、受講に要する経費（例：交通費、食費、宿泊費、インターネット受講に要するパソコンや通信費、講習で使用するテキスト等）は、受講者側の負担となります。

講習で使用するテキスト等は、受講決定後講習開始までに各自でお買い求めください。当センターでは販売していません。

○本実施要項 P18「5 受講にあたり準備していただくもの」及び P28Q & A 参照。

12 非常変災等について

非常変災等が発生した場合において、台風等、事前予測が相当程度可能な災害の場合は、代替措置等について速やかに決定し、受講者等関係者全員に遅滞なく連絡します。

なお、非常変災等の発生により概ね一週間以上にわたって講習実施の困難が想定される際は、文部科学省と協議の上、その後の対応について決定します。

○本講習が非常変災等に伴い延期や中止になった場合であっても、それに伴い発生したキャンセル料等について当研究所では負担できません。

13 オンラインコースの受講申込みにあたって

オンラインコースは、従来集合して実施していた「生涯学習支援論」と「社会教育演習」の演習も含めて、すべてオンラインで実施するものです。受講者は、集合することなくすべて職場や自宅等で受講することができます。オンラインコースを受講できる要件は、次のとおりです。

- (1) 実施方法の性質上、前述の要件をみたすパソコンやネットワーク環境が準備でき、必要なパソコンスキルを持ち、すべて自立してパソコン操作ができることが大前提となります。
- (2) 通常コースとオンラインコース双方の併願はできません。
- (3) 新たに社会教育主事となる資格を得ようとする者のうち、全科目を受講する者に限ります。
- (4) 科目の一部受講辞退・全科目辞退はできません。また、欠員が生じても追加はしません。
- (5) 受講定員 12 名
- (6) 「9 受講者の選定及び受講者決定の通知」に従い選定します。応募多数の場合は、抽選となります。

○オンラインコースは、**全科目受講（4科目）のみ受付します。**よって一部科目を単位取得済みの方や、以前に当講習を受講した方はオンラインコースの申込みはできません。
○各都道府県の推薦は、1名まで。

14 その他

本実施要項に定めるもののほか、講習実施に関することは、必要に応じて、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長が定めます。

Ⅱ 受講申込み

1 受講申込み手続き

インターネットによる受講申込みはできません。郵送等による申込みのみとなります。

(1) 受講資格

前述のとおり、省令第2条各号（後掲）に該当する者は、受講申込みできます。

(2) 受講の申込み

必ず、都道府県教育委員会を通して申込みください。都道府県によって、提出期限※や申込み受付方法も異なります。事前によく確認の上、その指示に従ってください。

通常コースもオンラインコースも受講申込みの手続きは、同じです。

受講を申込み者は、「(3)提出書類」に示す書類を次の区分に従い提出してください。

区分	提出先	注意
公務員、教育委員や社会教育委員、社会教育施設に勤務する者（指定管理を含む）	勤務先がある 都道府県教育委員会の社会教育主事 講習担当宛て	○受講資格を証明する 証明書等は、発行に 時間がかかる場合が ありますので、その 提出期限に間に合う ように御準備くださ い。 ○期限を厳守してくだ さい。
上記以外の法人又は民間企業に勤務する者、学生、家事等	お住まいの 都道府県教育委員会の社会教育主事 講習担当宛て	

○当センターでは、受講者からの申込みを直接受け付けていません。

○独立行政法人国立青少年教育振興機構等に勤務する者で都道府県教育委員会との人事交流で採用されている職員は、派遣元の都道府県教育委員会に提出してください。



※ 都道府県教育委員会から当研究所における最終的な申込書類の提出締め切りは、**令和5年5月29日（月）**となっています。都道府県教育委員会への提出期限は、早く設定されている場合があります。

(3) 提出書類

省令第2条に規定している受講資格に応じて、次の書類を提出してください。

- チェックリスト（参考様式2）で確認・申込み書類に添付して提出してください。
- 本実施要項 P26Q & A 参照。

※ 以下の注意事項（各書類共通）をよく確認して準備してください。

- 提出された書類については、返却いたしません。
- 写しを提出する場合は、所属機関又は推薦機関の「原本証明」が必要です。押印は不要ですが、必ず、申込み本人以外の者による証明が必要です。**
- 過去に当研究所が実施する社会教育主事講習を受講し、次表のイ～オの書類を既に提出済みの場合には、「受講申込書」のみ提出してください。
但し、旧カリキュラム（令和元年以前）での修了者は、再度「受講動機について【様式5】」を提出願います。
- 公的機関や大学等の機関が発行する**証明書**は、申込書を提出する日から**3か月以内**に取得したものを提出してください。
- 各証明書等記載の氏名と現在の氏名が異なる場合には、「**戸籍抄本**」等の**証明書類**を併せて提出してください。

提出書類 省令第2条 の受講資格	一	ア	イ 受講資格を証明する書類			ウ	エ	オ	カ
	チェックリスト【参考様式2】	受講申込書【様式1】・写真票	卒業証明書	教育職員免許状の写し 又は 教育職員免許状授与証明書	勤務証明書【様式2】・（別紙）	単位修得認定申請書【様式3】	単位修得証明書【様式4】	受講動機について【様式5】	角2封筒（宛名記入切手貼付済2枚）
第1号該当者	◎	◎	○			△	○	◎	
第2号該当者	◎	◎		○		△	○	◎	
第3・4・5号該当者	◎	◎			○	△	○	◎	
当研究所で 受講経験のある者 (分割受講、既修了者)	◎	◎					◎ ※	◎	

◎…必須、○…該当者は提出、△…単位修得認定申請をする者はウとエを併せて提出
※…旧カリキュラム（令和元年以前）での修了者は、再度提出願います。

ア. 「社会教育主事講習[A]受講申込書」及び「写真票」…【様式1】

当センターのホームページから、申込書の様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、提出してください。作成した**申込書のデータ**（Excel）についても、申込先の都道府県教育委員会が指定する方法で、**上記と併せて提出**ください。

○特に指示のあるものを除き、申込者の印鑑は不要ですが、**必ず本人が作成し、申込んでください。**

ライブ配信による受講中の本人確認のため、3か月以内に撮影した**写真のデータを「写真票」に貼り付け**してください。

○受講申込者のみを正面から撮影したもの・上半身・無帽・カラー



受講申込書作成上の注意事項

○**受講申込書等の様式は、セット（1つのExcelデータ）になっています。（様式2を除く）**次からダウンロードしてお使いください。

＜申込書のデータのダウンロードURL＞

国立教育政策研究所社会教育実践研究センターホームページ

<https://www.nier.go.jp/jissen/youkou/r05youkou/index.htm>

○受講申込様式のセットをダウンロードしたら、ファイル名を**名前（フルネーム）に変更して使ってください。**例）上野花子.xlsx

○各様式は、下の図のようにシートに分かれています。

○必要事項入力・写真データ貼付後は、**書式設定の変更やシート分割等せず、そのまま提出してください。**特に「申込書」は入力規則や白黒で印刷されるように設定等をしています。書式や設定、シート分割等せずにそのままお使いになり、提出してください。

	シート	入力等
【様式1】 受講申込様式のデータ (Excel)	「受講申込書」	必要事項を入力して下さい。
	「記入例」	参照用。
	「写真票」	写真データを貼付してください。
	様式2別紙社会教育関係団体	様式2は、別ファイルとしています。
	様式3単位修得認定申請書	単位修得認定を行う場合に入力してください。
	様式4単位修得証明書	
	様式5受講動機	



左図のように複数のシートに分かれています。
様式2は、別ファイルになっています。

イ. 「受講資格」を証明する書類（受講申込書の「⑪受講資格」欄を証明する書類）

省令第2条に受講資格を規定しています。該当する受講資格に応じて、必要な書類が異なりますので、次表をよく確認し提出してください。

省令第2条 受講資格	必要な書類
第1号該当者	a) 大学、短期大学又は高等専門学校の 卒業(修了)証明書※ （大学を中途退学した場合は、2年以上在学し、62単位以上を修得したことの証明書） b) 大学又は大学院在学中の者は、「在学証明書」及び「大学に2年以上在学して62単位以上を修得したことが確認できる大学発行の証明書」及び「本講習の受講が学業・卒業に支障のない旨を記した在学中の大学又は大学院からの書面」
第2号該当者	教育職員の普通免許状の写し※、 又は 教育職員免許状授与証明書
第3・4・5号該当者	第3・4・5号に該当する者であることを所属長が証明する「勤務証明書」…【様式2】 ※ <u>社会教育関係団体に所属する者でその団体での勤務経験に基づいて3・4号資格として申込む場合は、団体の目的や事業内容がわかる定款等を【様式2（別紙）】に貼付し提出してください。</u>

○「卒業証書」の写しや「成績証明書」では認められません。

○参考様式1参照

○教育職員の普通免許状の写しは、1種類で可。

○教育職員の普通免許状の写しを提出する場合は、所属機関又は推薦機関の「原本証明」が必要です。

○省令第2条及び文部省告示第148号をよく確認し、第3・4・5号に該当する者であること（勤務年数及び職務内容）がわかるように具体的に記載してください。

○押印は不要ですが、必ず、本人以外（所属長等）が確認のうえ署名又は記名してください。

ウ. 「単位修得認定申請書」……【様式3】

単位修得の認定を希望する者は、「単位修得証明書」【様式4】も提出してください。

令和元年度以前に他の機関で社会教育主事講習の旧カリキュラムを修了した者で、社会教育士の称号を得るために申し込む場合は、新カリキュラムにおいても有効な科目について「単位修得認定申請書」を提出してください。

(例) 令和元年度以前の旧規程の下で実施された講習を修了した場合、省令附則（平成30年2月28日文科科学省令第5号）の規定により、「生涯学習概論」と「社会教育演習」については、単位修得済と認められますので、当該2科目について「単位修得認定申請書」を提出してください。

エ. 「単位修得証明書」……【様式4】

科目代替等による単位修得の認定を希望する者のみ提出ください。

令和元年度以前に大学等で社会教育主事講習の旧規程の下で修了し、今回改めて社会教育士の称号を得るために申し込む場合は、「単位修得証明書」に代わり、同講習の修了証書の写し※を提出してください。

オ. 「受講動機について」……【様式5】

本講習の受講を希望した理由を 320～400字で記入の上、印刷したものを提出してください。

記入にあたっては、今後、講習で得た成果をどのように社会教育に役立てたいのかを含め、具体的に記入してください。

過去に当研究所が実施する社会教育主事講習（旧カリキュラム（令和元年以前））を修了した者は、再度提出願います。

カ. 「角2封筒（宛名済切手貼付済2枚）」

市販の角2封筒（無地でA4判の紙を折らずに入るサイズ）に、必ず受講申込者の郵便番号・住所・名前を記入して、140円分の切手を貼ったもの2枚を受講申込書とともに提出してください。

○「2 科目代替について」を参照

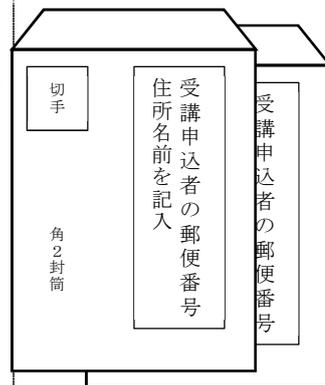
○申込者の印鑑は不要ですが、必ず本人が作成し申し込んでください。

○「3. 分割受講や履修順について」を参照

○写しを提出する場合は、勤務先又は推薦機関の「原本証明」が必要です。

○手書きでの提出は受付できません。

○320字に満たない場合は、再提出をしていただきます。



2 科目代替について

(1) 省令第7条第2項及び第3項の規定により、大学等における科目の既修得単位及び文部科学大臣が定める学修をもって、本講習において受講者が修得すべき科目の単位に替えることができます。ただし、4科目全ての代替は認めませんので、1科目以上（科目は問いません）は受講してください。

(科目代替が可能な学修の例)

大学の社会教育主事養成課程、他機関の社会教育主事講習、博物館や図書館に関する学修のうち「生涯学習概論」

○代替できる単位は、受講申込みの時点で修得済みであることが必要です。

(2) 科目代替を希望する場合は、1 (3) ウの「単位修得認定申請書【様式3】」に必要事項を記入の上、当該科目に相当する科目（図書館司書の講習や学芸員資格認定の「生涯学習概論」等）の「単位修得証明書」等※を添付してください。

後日、社会教育主事講習運営委員会において書類等を審査し、単位を修得したと認める者に対し単位修得認定書を交付します。

○他の機関や大学において、単位修得証明書を所定の様式で用意している場合は、様式4によらず、その機関や大学所定の証明書（原本）の提出で構いません。

3 分割受講について

本講習では、科目ごとの分割受講のほか、複数年度にわたる分割受講を認めています。ただし、一つの科目内での分割受講はできません。

また、分割受講する場合であっても、履修順は守っていただきます。

既に、他の機関あるいは大学において、社会教育法第9条の5に定める社会教育主事講習の一部科目の単位を修得しており、残りの科目を受講する場合も分割受講の扱いになります。

他の機関あるいは大学において既に受講済の科目の免除を希望する場合は、「単位修得証明書」【様式4】（※）を提出してください。

なお、当研究所が実施する講習で修得した場合は、【様式4】の添付は不要ですので、「受講申込書」【様式1】の「⑧単位修得の認定を受けた科目及び単位」欄に、修得済みの科目名及び単位数と併せて、「受講年度」と「講習名」を記入してください。

(記入例：生涯学習概論 2 単位 (平成〇〇年度[A]))

生涯学習概論、社会教育演習については、令和元年度までの旧カリキュラムでの講習で修得していれば、令和2年度以降の講習においてもその科目は、受講済みとなります。

○履修順については、本実施要項 P3 参照。

○他の機関や大学において、単位修得証明書を所定の様式で発行している場合は、様式4によらず、その機関や大学所定の証明書（原本）の提出で構いません。

4 健康状況の告知について

長期にわたる講習のため、受講申込みの際は、受講申込書【様式1】「⑱健康状況」欄に該当する事項は漏れなく御記入ください。

また、受講申込み後に生じた疾病等についても必ず当センターに御連絡いただくようお願いします。

Ⅲ 受講について

1 受講決定

申込み多数の場合は、運用指針に定める基準に従い、社会教育主事講習運営委員会の意見を踏まえ、受講者を選定していきます。希望する受講科目すべてを受講できない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

○申込者本人と推薦機関に、当研究所から文書でその結果を通知いたします。

2 受講環境その他

インターネットを活用した受講（ライブ配信）の場合は、次の各項目に注意してください。

- (1) パソコンやインターネット環境の不具合があった際に備え、直ちに電話連絡が可能となるように携帯電話を手元に置いてください。
- (2) 画面に映る顔で出席の判断をします。顔が確認できるように、カメラ機能をオンにし、位置も調整してください。**逆光やバーチャル背景を使用しているために顔が確認できない場合は、受講していないものとみなします。**
- (3) インターネットを活用した受講（ライブ配信の視聴）の場合、**車を運転しながらの受講は、大変危険であるばかりか、道路交通法違反となる場合がありますので、絶対におやめください。**また、公共交通機関等を使って移動中の受講もお控えください。
- (4) ライブ配信及びeラーニングの録音や録画、講義資料の転用や頒布は禁止します。また、受講者以外に視聴させる行為も禁止致します。

○受講に専念できる職場やご自宅等で受講してください。

○履修状況が適当でないときは、受講を辞退していただく場合があります。

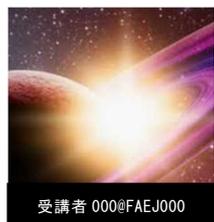


正面から
顔が確認できるように
カメラ位置を調整

出席・受講と判断できません



逆光で見えない



顔が確認しづらいバーチャル背景



一部しか見えない

3 パソコン、ネットワーク環境及びLMSの動作確認

- (1) 受講決定後、受講者お一人ずつにLMSのIDとパスワードを付与し、通知します。
 - (2) 通知したLMSのID・パスワードは、他人に知らせたり、紛失しないように大切に保管してください。 ID・パスワードを記載した通知を紛失した場合は、直ちに当センターに連絡してください。
 - (3) 受講開始前の一定期間、実際にLMSにログインして、講義資料やライブ配信講義（Zoom）等を実際に操作できる期間（講習前操作試行期間）を設けます。ネットワーク環境やパソコン操作に不安にある方は、この期間に動作確認を行ってください。（任意）
- 詳細は、受講決定後にお知らせいたします。ネットワーク接続が不安定な場合等は、受講前に改善していただく必要があります。

○他人に知らせたり、紛失が判明した場合は、受講を遠慮していただく場合があります。

4 ライブ配信や集合形式の受講における出席・欠席・辞退等について

- (1) ライブ配信や集合形式の受講においては、全日程・全講義にすべて出席していただく必要があります。
- (2) 当センター長がやむを得ないと考える事由以外、業務や私事都合のために欠席することはできません。必ず、業務や生活等の影響を受けず受講に専念できるよう事前に調整してください。その場合であっても、単位修得のためには、各科目とも5分の4以上の出席時間が必要です。
- (3) 20分を超えて遅刻・早退・途中退室等した場合は、該当する講義等全部につき欠席したものとみなします。演習の場合は、休憩を挟んだ午前2コマ（90分×2）午後2コマ（90分×2）として出欠を確認します。
- (4) 遅刻・早退・途中退室等する場合は、事前又は時宜によっては事後にその事由とそれを証明する書面を添付する等して「欠席届」を提出していただきます。
- (5) 受講の一部又は全部を辞退する場合は、「辞退届」を提出していただきます。
- (6) 欠席や辞退等によって、欠員が生じても追加の受講決定や補充等はありません。

○本実施要項 P24 細目参照。

○やむを得ないと考える事由以外で遅刻し、欠席となった場合は、以降の受講はできません。

5 受講にあたり準備していただくもの

(1) テキスト等

ア 受講科目に関わらず購入し準備するもの

名称	執筆・編集代表/出版社	定価
『生涯学習・社会教育行政必携』 (令和6年版) ※6月頃発行予定	生涯学習・社会教育行政研究会 /第一法規株式会社	5,500円(税込)

○出版社から直接、又は書店や専用サイトで購入してください。

イ 受講科目に応じて準備するもの

受講科目	書籍等の情報 (名称/執筆・編集代表/出版社/定価)
生涯学習概論	「二訂 生涯学習概論」 馬場祐次朗/株式会社ぎょうせい/1,700円+税10%
社会教育経営論	「社会教育経営論」 浅井経子/株式会社ぎょうせい/1,700円+税10%
生涯学習支援論	「生涯学習支援論」 清國祐二/株式会社ぎょうせい/1,400円+税10%
社会教育演習	①「社会教育計画策定ハンドブック計画と評価の実際」 https://www.nier.go.jp/jissen/chosa/handbook1-23.htm#researchHB-231 ②「社会教育推進のPDCAサイクルを確立するために必要とされる評価指標の在り方に関する調査研究報告書」 https://www.nier.go.jp/jissen/chosa/rejime/2014/02_all.pdf ③勤務地等の社会教育・生涯学習振興に関する計画等

○出版社から直接、又は書店や専用サイトで購入してください。

○①②は、当センターホームページからダウンロードしてください。

○③各自治体のホームページからダウンロード等してください。

(2) パソコン(任意)

社会教育主事講習では、科目によって課題の提出等が求められるものがあります。

当センターに集合して演習等する場合、研修用パソコン(インターネット接続有)の利用ができますが、台数に限りがあるため、特に遠隔地から受講される方は、各自のパソコンを持参することをおすすめします。

ただし、当センターでは持参されたパソコンをインターネット接続することはできませんので、各自でモバイルWi-Fiルーターを用意してください。

○通常コースの集合時のパソコンの持込みについては任意です。ただし持込みPCから印刷はできません。必要な資料等は事前に印刷し、持参してください。

6 健康管理について

受講期間中の体調管理に十分ご注意ください。

集合研修時には万一の体調不良やその他急変等に備え、医療機関を受診するための健康保険証を持参してください。

各自の責任で万全を期して参加していただきますようお願いします。

なお、緊急に医療機関を受診する際に、生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときは、申込み時にいただいた個人情報を医療機関に提供する場合があります。

7 その他

- (1) 講習期間中は、講義前後や昼休み等に、講習を運営する上で必要な情報をお知らせすることがありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (2) 受講に必要な情報については、LMS等を使い「研修案内」等として受講決定後に配付いたしますので参照してください。

参考規程

社会教育法（昭和二十四年六月十日法律第二百七号）（抄）

（社会教育主事の資格）

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学2年以上在学して62単位を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が3年以上になる者で、社会教育主事の講習を修了したもの
 - イ 社会教育主事補の職にあった期間
 - ロ 官公署又は社会教育関係団体における社会教育に関係のある職で文部科学大臣の指定するものにあった期間
 - ハ 官公署又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で、社会教育主事の講習を修了したもの
- 三 大学に2年以上在学して62単位以上修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で一号のイからハまでに掲げる期間を通算した期間が1年以上になるもの。
- 四 社会教育主事の講習を修了したもので（1号及び2号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について一号から三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの。

（社会教育主事の講習）

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

- 2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）（抄）

（講習の受講資格者）

第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得した者、高等専門学校を卒業した者又は社会教育法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第十七号。以下「改正法」という。）附則第二項の規定に該当する者
- 二 教育職員の普通免許状を有する者
- 三 二年以上法第九条の四第一号イ及びロに規定する職にあつた者又は同号ハに規定する業務に従事した者
- 四 四年以上法第九条の四第二号に規定する職にあつた者
- 五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者

（受講申込）

第二条の二 講習を受講しようとする者は、講習を実施する大学その他の教育機関に申込書を提出しなければならない。

第八条 講習を行う大学その他の教育機関の長は、第三条の規定により八単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。

2 [略]

3 第一項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士（講習）と称することができる。

（注）なお、社会教育法第九条の四第一号ロ・ハに規定する職務及び社会教育法第九条の四第二号に規定する職についての具体的なことは、「社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定（平成八年八月二八日文部省告示第一四八号）」を参照すること。

社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定（平成八年八月二八日文部省告示第一四八号）

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の四第一号及び第二号の規定に基づき、社会教育に関係のある職及び教育に関する職を次のとおり指定する。

一 社会教育法第九条の四第一号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職は次のとおりとする。

- 1 文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人（以下単に「大学共同利用機関法人」という。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター、独立行政法人メディア教育開発センター及び独立行政法人国立青少年教育振興機構において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 2 地方公共団体の教育委員会（事務局及び教育機関を含む。以下同じ。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 3 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 4 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職
- 5 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）第四条に規定する司書の職
- 6 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第四条第四項に規定する学芸員の職
- 7 社会教育関係団体において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者（常時勤務する者に限る。）の職であって、文部科学大臣が一の1から一の3に掲げる職に相当すると認めた職
- 8 その他文部科学大臣が一の1から一の7までに規定する職と同等以上と認めた職

二 社会教育法第九条の四第一号ハに規定する社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものは次のとおりとする。

- 1 国立教育政策研究所、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人日本スポーツ振興センター、独立行政法人日本芸術文化振興会及び独立行政法人国立青少年教育振興機構が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 2 地方公共団体の教育委員会が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
- 3 大学等が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導

- 4 社会教育施設が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 - 5 社会教育関係団体が実施する社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事業の企画及び立案並びに当該事業において実施される学習又は諸活動の指導
 - 6 独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第十三条第一項第三号に規定する国民等の協力活動
 - 7 その他文部科学大臣が二の1から二の6までに規定する業務と同等以上と認めた業務
- 三 社会教育法第九条の四第二号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。
- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校の学長、校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師（常時勤務する者に限る。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員（常時勤務する者に限り、単純な労務に雇用される者を除く。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の三に規定する職員をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。）の職
 - 2 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校の校長及び教員の職
 - 3 少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第一条に規定する少年院又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十四条に規定する児童自立支援施設において教育を担当する者の職
 - 4 その他文部科学大臣が三の1から三の3までに規定する職と同等以上と認めた職

社会教育主事講習単位修得認定細目

平成13年 4月23日

平成23年 6月23日一部改定

令和 2年 6月19日一部改定

令和 4年 9月 6日一部改定

令和 5年 4月17日一部改定

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長裁定

標記講習における「社会教育主事講習規程」（昭和26年文部省令第12号。以下、「省令」という。）第7条の規程による単位修得の認定は、「国立教育政策研究所における社会教育主事講習の実施について（運用指針）」（平成24年4月9日社会教育課）に基づき、次の要件を総合的に考慮し、外部有識者も加えた運営委員会の議を経て行うものとする。

- 1 受講者は、各科目、全ての講義・演習について視聴及び参加していること。ただし、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長がやむを得ない事由であると認めた場合には、欠席として認める。
なお、その場合であっても、単位修得のための出席時間数は各科目とも5分の4以上でなければならない。
 - 一 20分を超えて遅刻・早退・途中退室等した場合は、該当する講義等全部につき欠席したものとみなす。
なお、遅刻・早退・途中退室等する場合は、事前に、事前にできなかった場合は事後速やかにそれを証明する書面を添付する等して届け出るものとする。（様式「欠席届」）
 - 二 やむを得ない事由によって欠席した講義・演習については、補講その他の措置をもって出席時間数に代えることができる。
 - 三 多様なメディアを高度に利用して行う講義（集合形式以外のeラーニングやライブ配信等）の参加、出席・欠席の取扱い等については、実施要項で定めるものとする。
- 2 科目ごとの課題（省令第7条に規定する「試験、論文、報告書その他による成績審査」に該当するもの）について、「合格」の評価を得ていること。
- 3 「社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令の施行について」（平成30年2月28日付け文科生第736号）に基づき、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターにおいては、講習内容を体系的に理解し、実践力を高めてもらうため原則として「生涯学習概論」、「社会教育経営論」、「生涯学習支援論」、「社会教育演習」の順に受講することとする。
- 4 その他、講義・演習等における履修状況が適切であると認められること。履修状況が適切でないとセンター長が判断する具体的なケースについては、実施要項で定めるものとする。
- 5 先行する科目が上記1号から4号を全て満たすことができなかつた場合、後続の科目は受講できず、誤って受講したときであっても、その科目の履修は「無効」とする。

社会教育主事講習単位修得認定細目におけるやむを得ない事由について

平成18年3月22日

平成23年6月23日一部改定

令和5年4月17日一部改定

国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長裁定

社会教育主事講習単位修得認定細目（平成13年4月23日国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長裁定）第1項において、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長が認めるやむを得ない事由とは、次の各号に掲げるものとする。

- 1 本人の病気又は怪我のため出席できない場合
- 2 親族の看護や介護のため出席できない場合
- 3 公共交通機関の遅延、天災等により出席できない場合。
- 4 受講者の親族が死亡した場合で、受講者が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため、出席できない場合。
なお、親族の範囲及び日数は、人事院規則15-14第22条（特別休暇）の規定を準用する。
- 5 その他、受講者本人の責に帰さない事由により受講が困難となる等、社会通念上、出席できないことがやむを得ないと認められる場合。

（参考）やむを得ない事由による欠席を届ける場合の添付資料の例

事由	添付資料
本人の病気又は怪我	次のうち、病気や怪我で医療機関にかかったことを証明できる書面、いずれか1点 ・医師または医療機関の証明書 ・処方箋（写しでも可） ・医療機関または調剤薬局の領収書（処方箋に基づき調剤された薬の領収書）
親族の看護や介護	次のうち、親族の病気や介護が必要であることを証明する書面、いずれか1点 ・医師または医療機関の証明書 ・処方箋（写しでも可） ・医療機関または調剤薬局の領収書（処方箋に基づき調剤された薬の領収書）
親族の死亡にかかる葬儀、服喪、その他行事	死亡や葬儀等があることを証明できる書面、いずれか1点 ・死亡届 ・訃報の案内状 ・葬儀や法要に関する案内状
その他	・遅延証明書 ・事故証明書など

社会教育主事講習の申込み等に関するQ & A

1 受講資格

Q 1 : 公立小学校で教員をしています。省令第2条に記載する受講資格に複数該当します。教員だから第2号でよいのでしょうか。

A 1 : 複数に該当する場合、ご自身の都合の良いもので結構です。

教員免許を持っている学校の教員の場合は、第2号に該当しますが、大学卒業であれば、第1号にも該当します。また、一定期間社会教育に携わった経験があれば第3号にも該当する場合があります。

ご自身が申込に都合のよい、例えば受講資格を証明する添付書類を集めやすいと考える受講資格での申し込みが可能です。

なお、受講資格と受講決定する優先順位（実施要項 P6 参照）とは関係がありません。

Q 2 : 私は、地元の高校を卒業し、市役所で生涯学習や社会教育の担当として5年間勤務しております。受講資格はどれに該当しますか。

A 2 : 第3号に該当するものと思います。社会教育主事講習の受講資格については、社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）第2条に規定されています。

第2条	該当する者の例
第1号該当者	大学や高等専門学校を卒業した者
第2号該当者	教育職員の普通免許状を有している者
第3号該当者	2年以上、社会教育主事補、司書・学芸員等、社会教育に関係する業務に従事している者 他
第4号該当者	4年以上、学校の教職員、専修学校の校長及び教員、少年院又は児童自立支援施設において教育を担当する職にあった者
第5号該当者	その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

Q 3 : 受講資格のうち、第1号に該当します。卒業証書の写しや成績証明書の添付でもよいでしょうか

A 3 : 必ず、卒業証明書を提出してください。

Q 4 : 新規に受講を考えています。受講の順番として、①生涯学習概論、②社会教育経営論、③生涯学習支援論、④社会教育演習の順序での履修をお願いしますとありますが、都合により、社会教育経営論から受講したいと思いますが、可能でしょうか。

A 4 : できません。当センターで受講する場合は、①生涯学習概論、②社会教育経営論、③生涯学習支援論、④社会教育演習の順番に受講してください。また、各科目とも修了しないと、次の科目を受講することもできません。

なお、当センターと同様に文部科学省から委嘱を受けた機関において実施している講習を部分的に受講した場合、受講の順番が崩れてしまうケースがありますが、当センターで受講する予定の残りの科目については、①②・・・のとおり受講してください。

Q 5 : 大学生の時に、社会教育に関する講義を修了しています。社会教育主事講習を受講するにあたって、大学での修得をもって省略できる科目はありますか。

A 5 : 一概に言えません。例えば「生涯学習概論」を過去に習得したとしても、それが社会教育主事養成課程の科目（2単位）であれば代替が可能ですが、そうでない場合（例えば1単位のもの）は代替できません。また、大学における社会教育主事養成課程と、社会教育主事講習では、修得すべき科目と単位数に違いがあります。大学が発行する単位修得証明書を取得していただくと、修了した年月、科目、単位数がわかり、当研究所において、各科目の修了の可否、科目の代替ができるか否か、修得単位の認定等の判断が可能となります。

Q 6 : 受講資格はありますが、現在、日本国外に住んでいます。オンラインで受講できる科目もあるようですが、受講できますか。

A 6 : 指導の関係上、日本国内に居住し、電話や郵便により連絡が取れることが必要です。

Q 7 : パソコン操作に自信がありません。受講は可能でしょうか。

A 7 : 講習全般において基本的なパソコン操作ができることが必要です。例えば、LMSの操作、eラーニングやライブ配信（Zoom）の操作、講義資料のダウンロード、アンケートへの回答、各受講科目のテスト、課題のまとめやその提出等があります。事前にパソコン操作に慣れていただくよう準備をお願いします。

2 必要書類

Q 2 : 受講申込書に添付した書類について、返却してもらえますか？

A 2 : 返却していません。

Q 3 : 3年前に大学から取得した卒業証明書が手元にあります。添付書類として使うことはできますか？

A 3 : 公的機関や大学等の機関が発行する証明書は、申込書を提出する日から3か月以内に取得したものを提出してください。

Q 4 : 教育職員普通免許状と現在の氏名の姓が異なりますが、どのようにしたらよいでしょうか。

A 4 : 戸籍抄本、住民票の写し、運転免許証等、姓が変わっているが同一人物であること、例えば婚姻によって姓を変更したことを公的機関が証明する書類を提出してください。

Q 5 : 異動や転職等で、複数の職場・機関に勤務しました。勤務証明書は、それぞれの職場や機関に証明してもらえばよいでしょうか。

A 5 : それぞれの職場や機関に証明していただくのがよいと思いますが、現在お勤めの職場で、これまでの職歴が証明できるのであれば、それでも結構です。特に、受講資格に3号又は4号に該当する場合は、それぞれに必要な年数分の記載が必要です。

Q 6 : 学生です。申し込みの際の参考様式として「卒業見込証明」がありますが、誰に証明してもらえばよいでしょうか。

A 6 : 大学の事務やゼミの担当教官に証明していただいでください。平日を中心として一定期間を利用しての受講になるため、卒業や学業に支障がないことを証明していただくものです。

3 受講申込み

Q 1 : 大学を卒業しています。長い間勤務していた仕事も5年前に定年退職し、現在は地域のボランティア等の活動をしています。受講申込みは、センターに直接送付してよろしいでしょうか。

A 1 : 当センターでは、直接申込みを受け付けていません。

公務員、教育委員や社会教育委員、社会教育施設に勤務する者（指定管理含む）は、勤務先が所在する都道府県教育委員会に申し込んでください。それ以外の方は、お住まいの都道府県教育委員会に申し込んでください。

Q 2 : 社会教育主事講習を申込みました。eラーニング、ライブ配信による受講、集合形式による演習等を休まず受ければ、修了できるのでしょうか。

A 2 : 各科目5分の4以上の出席に加え、受講科目によって、テストや演習等の科目ごとの課題に合格することが必要です。また、履修の状況を総合判断して修了認定を行います。各受講科目を一つずつ修了する必要があり、修了しないと次の科目を受講できません。それらを勘案して社会教育主事講習運営委員会の議を経て、最終的な修了認定をいたします。

Q 3 : 受講に係る費用は、どのくらいかかりますか。

A 3 : 受講料はありません。ただし、『生涯学習・社会教育行政必携』や各科目で使用する書籍等は、受講者自身で揃えていただく必要があります。

また、遠隔地から参加する場合の交通費や宿泊費、ライブ配信による受講に要するパソコンやネットワーク接続に関する費用等は、受講者側の負担となります。

4 受講者の選定

Q 1 : 定員よりも申込が多い場合は、どのように選定されるのでしょうか。

A 1 : 文部科学省が定める本講習の運用指針（社会教育主事講習の実施について（運用指針））に基づき、社会教育主事の配置促進の観点から、新たに社会教育主事となる資格を得ようとする者のうち、以下の順に規定されている職についている常勤の者を優先することとしています。

以下のいずれにも該当しない者（③に該当しない民間企業に勤める者や自営業者、学生、無職等は、）は、定員に余裕がある場合に選定していくことになります。

- ①都道府県市町村の教育委員会の事務局に置かれている職員
- ②都道府県市町村の職員（教員や首長部局の社会教育施設を含む）
- ③「社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に關する職を指定（H8.8.28 文部省告示第 148 号）」に規定されている職についている者

Q 2 : 受講決定後の受講科目の追加や変更はできますか？

A 2 : できません。

Q 3 : 受講決定後に受講会場（B講習（冬季）の主会場・地方会場）の変更はできますか？

A 3 : できません。

5 受講

Q 1 : eラーニング（講義動画の視聴）による受講の場合、どのくらいのペースで視聴すれば、いいのでしょうか。

A 1 : eラーニングは、一定の視聴可能期間にすべての講義動画を見ていただく必要があります。各科目30時間となっていますが、相当の視聴期間を要するため、計画的にすすめていただく必要があります。

例えば、平日昼間は仕事をし、勤務時間外を利用して受講する場合を想定すると、平日の自宅帰宅後に1講義（90分）を視聴し、土日は、それぞれ6時間（2～4講義分）視聴するとした場合、1週間あたり19.5時間分を視聴できます。

視聴期間は、生涯学習概論と社会教育経営論それぞれ10日間です。

なお、1つの講義、例えば90分の講義の場合、複数のチャプター（1チャプターは約15分間）に動画が分かれており、講義ごとに小テストが用意されています。

全動画を視聴することで「出席」とみなされ、修了テストを受けることができます。残念ながら最後まで視聴できず修了テストに進めなかった方もいますので、計画的に視聴するようにしてください。

Q 2 : ライブ配信による受講の場合は、どこでも受講可能でしょうか。

A 2 : 自宅又は職場での受講をお願いします。過去には、車を運転しながら、タクシーや電車で移動しながらの受講が実際にありました。このような場合は、受講に専念していないと判断することがあります。特に車を運転しながらの受講は、大変危険であるばかりか、道路交通法違反となる可能性もありますので、絶対におやめください。

Q 3 : 講習期間中、仕事で欠席しなければならない日がありますが、その時だけ休むことはできるのでしょうか。

A 3 : 本実施要項に記載しているとおり、講習は、全日出席することが必要です。仕事による欠席は原則認められませんので、受講に専念できるように仕事を調整してください。また、職場の上司や同僚の理解や協力も必要になってくるものと思います。

Q 4 : 「オンラインコース」は、どのようなものでしょうか。申込むにあたり注意すること等ありますか。

A 4 : 集合することなく、すべてオンラインで受講するものです。生涯学習概論と社会教育経営論は、eラーニングとライブ配信で、通常コースと同時期・共通で受講していただきます。生涯学習支援論と社会教育演習の講義部分は通常コースと同時期・共通でライブ配信を、演習部分は、ライブ配信で実施します。会場に集まることなく、すべて職場やご自宅で受講することができます。

Q 5 : テストはありますか。どのように実施し、難易度はどのくらいでしょうか。

A 5 : 生涯学習概論と社会教育経営論は、eラーニングで受講し、各講義の動画視聴が完了したら小テストがあります。また、すべての動画を視聴後、修了テストがあります。小テストは、各講義の学習に集中し理解を深めていただく目的で、修了テストは、各科目で学習する事項の理解度を確認するものです。

なお、修了テストは、ライブ配信で一斉に実施します。一定の時間内にテストを受け、テストに合格し、修了と判断されたらその科目は終了になり、次の科目に進むことができます。

参考までに、令和4年度B講習では、生涯学習概論の合格率は、96.6%、社会教育経営論は100%でした。

Q 6 : 実施要項に記載されているテキスト等は、必ず購入する必要がありますか。

A 6 : 講習の実施に必要なものです。社会教育を学ぶ上での基礎テキストや資料となり、必要な情報が盛り込まれているものですので、必ずお買い求めください。

Q 7 : 社会教育主事講習の「A」や「B」とは、何ですか。

A 7 : 現在、当研究所で実施している社会教育主事講習は、年に2回実施しています。夏季に実施する講習を「A」講習、冬季に実施するものを「B」講習と区別しています。冬季の講習は、主会場の他に地方会場での受講が可能です。（令和4年度は、主会場の他、16の地方会場）

6 その他

Q 1 : 数年前に社会教育主事講習を修了しましたが、修了証書を紛失しました。再発行は可能でしょうか。

A 1 : 修了証書は再発行できませんので大切に保管してください。ただし、「単位修得証明書」の発行は可能です。

Q 2 : 講習修了後、「社会教育士」の認定書はいただけるのでしょうか。

A 2 : 「社会教育士」の認定書はありません。社会教育主事講習の修了証書を発行いたします。修了証書を授与された者は、「社会教育士（講習）」と称することができます。社会教育主事講習等規程（昭和 26 年文部省令第 12 号）第八条参照。

Q 3 : コロナが収束し、政府の対応方針も緩和されています。現在、eラーニングやライブ配信となっている講義も集合形式に戻るのでしょうか。

A 3 : 令和 3 年度から実施している一部受講科目のオンライン化（eラーニングやライブ配信）は、新型コロナウイルス感染症への対応という側面もありましたが、もともとの予定として、段階的にオンライン化をすすめているものです。現時点では、現在の実施方法から元の集合形式に戻ることはありません。政府全体としてもデジタル化をすすめる動きもあります。

Q 4 : 社会教育主事講習を修了した者ですが、社会教育士となるために学び直しをしようと考えています。必要な科目について教えてください。社会教育実践研究センターで受講できますか。又はそれ以外で受講できますか。

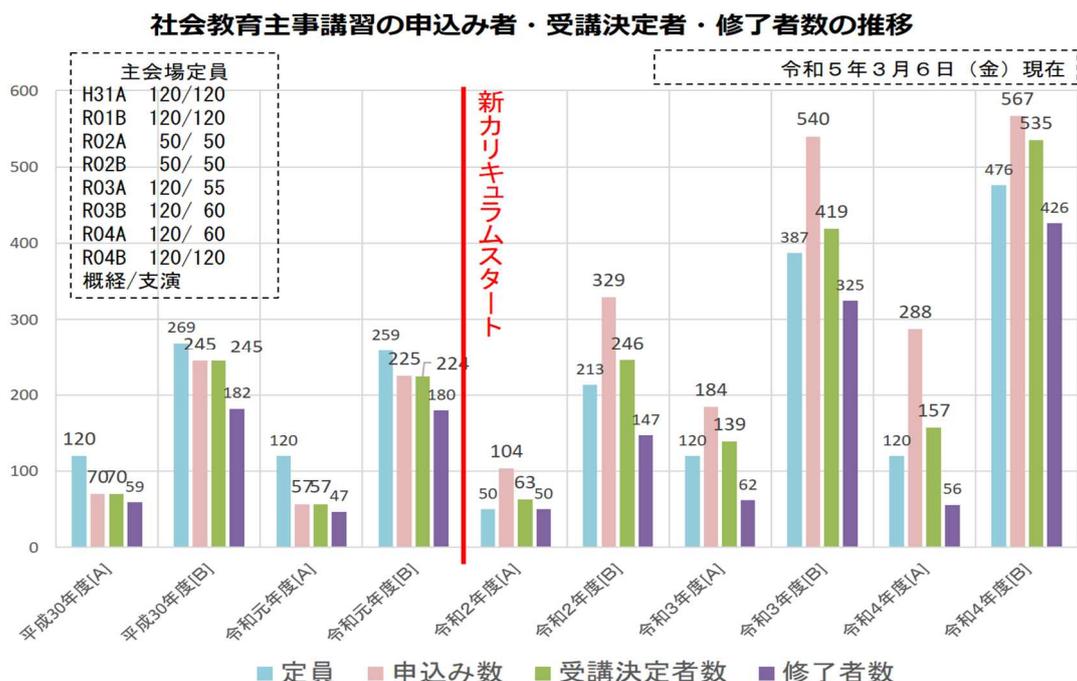
A 4 : 社会教育主事講習を修了した者が「社会教育士」と称するためには、令和 2 年度からのカリキュラムの新科目である、「社会教育経営論」と「生涯学習支援論」の 2 科目を修得していただく必要があります。

居住地の都道府県教育委員会を通して申込みが可能です。ただし、当研究所は、新たに社会教育主事となる資格を得ようとする者を優先しているため、定員に余裕がある場合に受入れ可能ということになります。

なお、文部科学省から委嘱を受けた機関（大学等）でも受講できますので、文部科学省のホームページを確認してください。

Q 5 : 受講を検討しています。令和 2 年度以降の申込みと定員の状況を教えてください。

A 5 : 次の表のとおりです。令和 2 年度以降、毎回定員を上回る申込みがあります。



令和5年度 社会教育主事講習 [A] 受講申込書

年 月 日

国立教育政策研究所長 殿

推薦元都道府県名

令和5年度社会教育主事講習 [A] を受講したいので、受講資格を証明する関係書類を添えて下記のとおり申込みます。

記

記入の基準日：令和5年5月1日

ふりがな								②生年月日		
①氏名								年	月	日
								③年齢		
④勤務先	名称									
	(指定管理者名)									
	(派遣元)									
	役職名					常勤/非常勤の別				
	所在地	〒								
TEL										
⑤E-mail										
		※申込後は変更できません。要項を確認の上でメールアドレスを指定してください。								
⑥現住所		〒								
		TEL								
⑦受講希望 ⑧単位修得認定済 ⑨単位修得認定申請 (科目に○印をすること) ※⑧⑨は、単位習得修得申請をする場合に記入してください。	科目名	単位	⑦受講希望	※⑧単位修得認定済				※⑨単位修得認定申請		
			習得済	事由	修得年度	大学・機関名				
	生涯学習概論	2								
	社会教育経営論	2								
	生涯学習支援論	2								
社会教育演習	2									
⑩受講コースの希望				※ 「オンラインコース」は要件あり。実施要項「8 インターネットを活用した受講の要件等」及び「10 オンラインコースの受講申込みにあたって」をよく確認してください。						
⑪受講資格		社会教育主事講習等規程第2条第						号に該当		
⑫PC環境・スキル		※ 実施要項の「8 インターネットを活用した受講の要件等」に記載の受講環境を準備でき、必要なパソコンスキルをお持ちの場合は、「○」をしてください。								

<事務局処理欄>

	受付日	受講資格	添付書類	科目代替	データ入力	備考欄
処理欄						

⑬最終学歴	年 月 日 卒 専攻科目：
	学校名 []
⑭教員職員免許状の種類	
⑮職歴 「元号」は、昭和・平成・令和のいずれかに変更する ※現職も記入 ※社会教育関係以外も記入 ※書ききれない場合は主なものに限定する	年 月 ～ 年 月 (年 か月) ()
	年 月 ～ 年 月 (年 か月) ()
	年 月 ～ 年 月 (年 か月) ()
	年 月 ～ 年 月 (年 か月) ()
⑯生涯学習・社会教育活動歴	年 月 ～ 年 月 (年 か月) ()
	年 月 ～ 年 月 (年 か月) ()
⑰社会教育の経験年数	(年 か月) (令和 5 年 5 月 1 日現在)
⑱健康状況	現在、通院・投薬等健康上留意することが () 上記が「ある」場合で、具体的な病名や留意点等を次に記入してください。 () ※ 本申込書を提出後、健康上の留意点が生じた場合は、速やかに当センターまで必ず御連絡ください。

<備考>

- 「④勤務先」の「役職名」欄は、申込書記入時のものを記入してください。受講申込者の所属先が指定管理者である場合には、「指定管理者名」欄を記入してください。
- 「⑧単位修得の認定を受けた科目及び単位」の欄は、社会教育主事講習等規程第3条の規定による社会教育主事講習修了に必要な科目のうち、既に修得している講習の科目及び単位、又は、同規程第7条第2項及び第3項の規定により、実施機関の長から単位修得の認定を受けた科目及び単位を記入してください。その場合、単位の認定を証明する関係書類を添付してください。
なお、社会教育実践研究センターが実施する講習で認定を受けた場合は、単位認定証明書類の添付は不要です。その場合は、単位修得した科目名と単位数の横に、受講年度と講習名を書いてください（例：生涯学習概論2単位（平成〇〇年度[A]））。
- 「⑨単位修得認定を申請する科目及び単位」の欄は、新たに当研究所から単位修得の認定を希望する科目及び単位（「単位修得認定申請書」【様式3】の表第3欄に記載するもの）を記入してください。

（個人情報の利用目的）

本紙に記載された申込者の個人情報（住所・氏名・電話番号など）については、本講習の運営上の諸連絡、受講者等の管理、単位修得認定証明書の発行及び、講習や社会教育に関する調査やアンケート等に使用いたします。

申込み者が本講習中に緊急に医療機関等を受診する際に、生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときは、医療機関等に個人情報を提供する場合があります。

国立教育政策研究所では、申込者の個人情報が毀損や漏洩等しないように適切な安全管理に努めます。

令和5年度 社会教育主事講習 [A] 受講申込

記入例

令和 5 年 5 月 21 日

国立教育政策研究所長 殿

推薦元都道府県名

東京都

令和5年度社会教育主事講習 [A] を受講したいので、受講資格を証明する関係書類を添えて下記のとおり申込みます。

記

記入の基準日：令和5年5月1日

ふりがな		しゃけん はなこ		②生年月日					
①氏名		社研 華子		昭和 52 年 10 月 10 日		③年齢		45	
④勤務先	名称	台東区教育委員会生涯学習課							
	指定管理者名								
	役職名	主事		常勤/非常勤の別	常勤				
	所在地	〒 110-0007		東京都台東区上野公園12-43					
	TEL	03-3823-0241							
⑤E-mail		hanako-shaken@sample.co.jp							
		※申込後は変更できません。要項を確認の上でメールアドレスを指定してください。							
⑥現住所		〒 271-9999		千葉県松戸市〇〇123-45					
		TEL	047-654-3210						
⑦受講希望 ⑧単位修得認定済 ⑨単位修得認定申請 (科目に○印をすること) ※⑧⑨は、単位修得認定申請をする場合に記入してください。	科目名	単位	⑦受講希望	※⑧単位修得認定済				※⑨単位修得認定申請	
			習得済	事由	修得年度	大学・機関名			
	生涯学習概論	2	<input type="radio"/>	博物館に関する科目を履修		上野大学	<input type="radio"/>	2単位	
	社会教育経営論	2	<input type="radio"/>	社会教育主事講習	平成 30年度 [A]	社会教育実践研究センター	<input type="radio"/>	2単位	
	生涯学習支援論	2	<input type="radio"/>						
社会教育演習	2	<input type="radio"/>							
⑩受講コースの希望	通常コース		※ 「オンラインコース」は要件あり。実施要項「8 インターネットを活用した受講の要件等」及び「10 オンラインコースの受講申込みにあたって」をよく確認してください。						
⑪受講資格	社会教育主事講習等規程第2条第			3	号に該当				
⑫PC環境・スキル	<input type="radio"/>		※ 実施要項の「8 インターネットを活用した受講の要件等」に記載の受講環境を準備でき、必要なパソコンスキルをお持ちの場合は、「○」をしてください。						

<事務局処理欄>

処理欄	受付日	受講資格	添付書類	データ入力		備考欄

⑬最終学歴	平成 12 年 3 月 31 日 卒 専攻科目： 教育 学校名 [上野大学教育学部]
⑭教員職員免許状の種類	小学校1種 中学校2種(国語)
⑮職歴 「元号」は、昭和・平成・令和のいずれかに変更する ※現職も記入 ※社会教育関係以外も記入 ※書ききれない場合は主なものに限定する	平成 12 年 4 月 ～ 平成 20 年 3 月 (9 年 0 か月) (上野第三小学校)
	平成 20 年 4 月 ～ 令和 4 年 10 月 (15 年 2 か月) (台東区教育委員会生涯学習課(現職))
	年 月 ～ 年 月 (年 か月) ()
	年 月 ～ 年 月 (年 か月) ()
⑯生涯学習・社会教育活動歴	平成 20 年 4 月 ～ 令和 4 年 10 月 (15 年 2 か月) (台東区教育委員会生涯学習課(現職)で社会教育関係事業に従事) 年 月 ～ 年 月 (年 か月) ()
⑰社会教育の経験年数	(15 年 2 か月) (令和 5 年 5 月 1 日現在)
⑱健康状況	現在、通院・投薬等健康上留意することが ある 上記が「ある」場合で、具体的な病名や留意点等を次に記入してください。 狭心症で血圧降下剤と抗血小板剤を投薬中。大けが等で出血したときは注意が必要。 ※ 本申込書を提出後、健康上の留意点が生じた場合は、速やかに当センターまで必ず御連絡ください。

<備考>

- 「④勤務先」の「役職名」欄は、申込書記入時のものを記入してください。受講申込者の所属先が指定管理者である場合には、「指定管理者名」欄を記入してください。
- 「⑧単位修得の認定を受けた科目及び単位」の欄は、社会教育主事講習等規程第3条の規定による社会教育主事講習修了に必要な科目のうち、既に修得している講習の科目及び単位、又は、同規程第7条第2項及び第3項の規定により、実施機関の長から単位修得の認定を受けた科目及び単位を記入してください。その場合、単位の認定を証明する関係書類を添付してください。
なお、社会教育実践研究センターが実施する講習で認定を受けた場合は、単位認定証明書類の添付は不要です。その場合は、単位修得した科目名と単位数の横に、受講年度と講習名を書いてください(例：生涯学習概論2単位(平成〇〇年度[A]))。
- 「⑨単位修得認定を申請する科目及び単位」の欄は、新たに当研究所から単位修得の認定を希望する科目及び単位(「単位修得認定申請書」【様式3】の表第3欄に記載するもの)を記入してください。

(個人情報利用目的)

本紙に記載された申込者の個人情報(住所・氏名・電話番号など)については、本講習の運営上の諸連絡、受講者等の管理、単位習得認定証明書の発行及び、講習や社会教育に関する調査やアンケート等に使用いたします。
申込み者が本講習中に緊急に医療機関等を受診する際で、生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるときは、医療機関等に個人情報を提供する場合があります。
国立教育政策研究所では、申込者の個人情報が毀損や漏洩等しないように適切な安全管理に努めます。

様式 1 (写真票) A 4 判

受講番号

※太枠部分のみ入力してください。

名前

生年月日

年月日

500KB以下
3か月以内に撮影
カラー・無帽・正面・肩から上
スナップ写真・集合写真不可

写真データ貼付欄

勤 務 証 明 書

氏 名

生 年 月 日

上記の者が下記のとおり勤務していたことを証明します。

記

期間	所属・役職名	職務内容
平成 年 月 から 平成 年 月 まで (年 か月)		
平成 年 月 から 平成 年 月 まで (年 か月)		
平成 年 月 から 平成 年 月 まで (年 か月)		

令和 年 月 日

所属長 (役職・氏名)

<備考>

1. この証明書は、社会教育主事講習等規程第2条の第3、第4、第5号該当者のみ添付してください。
2. 「期間」欄に記入する際、「元号」は、昭和・平成・令和のいずれかに変更してください。
3. 「所属・役職名」欄には、発令されたとおりの所属・役職名を記入してください。
4. 「職務内容」欄には、従事した職務の内容について、企画及び立案した事業名を挙げるなど具体的に記入してください。
5. 「所属長 (役職・氏名)」欄は、必ず証明する者が記入してください。

氏名

社会教育主事講習等規程第2条の**第3号該当者で、社会教育関係団体※での勤務実績を受講資格として申し込む場合**、当該団体の目的や事業内容が客観的にわかる資料等※を下の枠内に貼付し提出してください。社会教育施設の指定管理者の場合は、不要です。

※ 当該団体の事業内容がわかる資料の例

- ・法人の定款に記載の「目的」
例）特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第2条第1項に規定する「特定非営利活動」の分野（同法別表記載の20分野の「社会教育の推進を図る活動」等）
- ・団体のホームページに記載の目的や事業内容等

※＜参考＞

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）（抄）

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

社会教育主事講習単位修得認定申請書

下記の表記載の「申請事由及び適用条件」を証する書類を添えて次の通り申請いたします。

令和 年 月 日

国立教育政策研究所長 殿

氏名					生年月日	年月日
住所	〒					
認定を希望する 科目、単位数、 申請事由及び 適用条件	科目	単位	希望	大学名	申請事由及び適用条件	
	生涯学習概論	2単位				
	社会教育経営論	2単位				
	生涯学習支援論	2単位				
	社会教育演習	2単位				
備考	※上記の表で記載できない場合等に記入してください。					

<備考>

申請事由を証する書類について

大学において、社会教育主事講習の科目に相当する科目の単位を修得した場合は、大学が発行する「単位修得証明書」を添付してください。大学において所定のフォーマットがない場合は、様式4「社会教育主事講習単位修得証明書」をお使いください。

様式4 (A4判)

社会教育主事講習単位修得証明書

氏 名

生 年 月 日 年月日

上記の者は、社会教育主事講習の下記の科目の単位を修得したことを証明します。

記

(科目名)

(単位数)

(修得年度)

令和 年 月 日

(実施機関)

印

受講動機について

氏名	
推薦を受ける 都道府県	
所属・役職名	

【記入欄】

(0 字)

(留意事項)

- 今後、講習で得た成果をどのように社会教育に役立てたいのかを含め、具体的に記入すること。
- 手書き不可。本様式を使い作成してください。
- 320字以上400字以内

卒業見込証明

氏名

生年月日

上記の者は、以下のとおり〇〇大学〇〇学部〇〇学科を卒業見込みであることを証明いたします。

令和〇年〇月〇日から〇月〇日の期間に社会教育主事講習を受講しても大学の学業及び卒業に支障はありません。

記

卒業見込大学

〇〇大学〇〇学部〇〇学科

卒業見込年月日

令和 年 月 日

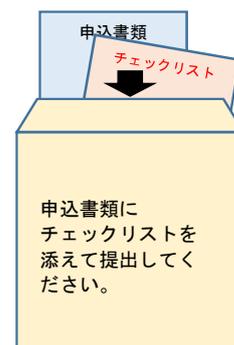
令和 年 月 日

〇〇大学〇〇学部
〇〇〇〇 〇〇〇〇

印

令和5年度社会教育主事講習 [A] 申込みチェックリスト

- 《提出方法》
- この用紙を印刷し、不備不足がないかを確認したうえで✓マークを入れる。
 - このチェックリストも申込み書類とともに提出してください。
 - 受講申込書（写真票含む）はデータの提出も必要です。
※ 宛先は教育委員会にお問い合わせください。



令和5年度社会教育主事講習 [A] 申込関係書類在中

受講資格 (数字を記入)	号	(社会教育主事講習規定第2条第○号に該当) 実施要項の「受講資格」参照
希望科目 (○で囲む)	1. 生涯学習概論 2. 社会教育経営論 3. 生涯学習支援論 4. 社会教育演習	
氏名		

封入書類及び注意事項を確認し、チェックを行ってください。

受講資格・該当者	実施要項上の記載	提出書類	チェック	留意事項
申込者全員 《基本書類》	ア	受講申込書【様式1】		誤記はありませんか？メールアドレスは、実施要項に記載の要件を満たしていますか？
	ア	写真票【様式1】		写真票に写真データを貼り付けましたか。
	オ	受講動機について【様式5】		文字数は320字以上400字以内となっていますか？令和2年度以降に当研究所で受講経験がある人以外は必要。
	カ	角2封筒（宛名済切手貼付済2枚）		それぞれ140円切手を貼付してありますか？

上記類に加え、受講資格に応じて必要な書類

受講資格1号	イ	卒業証明書		「卒業証書」の写しや「成績証明書」では認められません。3か月以内に入手した原本が必要です。
受講資格2号 ①又は②のいずれか	イ	①教員職員の普通免許状の写し ②教育職員免許状授与証明書		教育職員の普通免許状の写しは、1種類で可。写しには「原本証明」が必要です。
受講資格3号・4号・5号	イ	勤務証明書【様式2】		所属長の署名又は記名が必要です。勤務年数及び職務内容を具体的に記載しましたか？別紙が必要な場合あり。
単位修得認定申請する者 ①と、②又は③のいずれか	ウ	①単位修得認定申請書【様式3】		科目代替を希望する場合は、必ず必要です。
	エ	②単位修得証明書【様式4】		【様式4】もしくは独自の単位修得証明書の原本
		③他の機関や大学が発行した「修了証書」の写し		写しには所属機関又は推薦機関の原本証明が必要です
—		「戸籍抄本等」公的機関が同一人物であることを証明するもの		各種証明書記載氏名と現在の氏名が異なる場合は必要です。3か月以内に入手した原本が必要です。

令和5年度社会教育主事 [A] 講習を行う科目名、単位数、内容・テーマ、配当時間数、教育方法及び講師

科目名	単位数	内 容 ・ テ ー マ	配当時間数	教育方法	実施方法等 (全講義とも通常コース・オンラインコース共通)	小テスト	講 師	
生涯学習概論	1	生涯学習の理念と施策						
		(1) 生涯学習の現代的意義	1.5	講義	eラーニング	○	聖心女子大学教授 澤野 由紀子	
		(2) 生涯教育論 生涯学習論の展開	1.5	講義	eラーニング	○	聖心女子大学教授 澤野 由紀子	
			(3) 生涯学習振興施策の動向	1.5	講義	eラーニング	○	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
	2		社会教育の意義と展開					
			(1) 社会教育の意義・特質	1.5	講義	eラーニング	○	青山学院大学名誉教授 鈴木 眞理
			(2) 日本と諸外国における社会教育の歴史的展開	1.5	講義	eラーニング	○	法政大学教授 久井 英輔
			(3) 社会教育の基本法令・施策	1.5	講義	eラーニング	○	文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
			(4) 社会教育法と社会教育に関する国の答申等	1.5	講義	eラーニング	○	青山学院大学コミュニティ人間科学部特任教授 山本 裕一
			(5) 社会教育行政における委員 社会教育行政の組織と役割	1.5	講義	eラーニング	○	東京家政大学名誉教授 山本 和人
			(6) 社会教育行政の組織と役割 社会教育主事の役割と職務	2	講義 事例研究	eラーニング	○	埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課 社会教育主事兼指導主事 岡田 直人 群馬県富岡市教育部生涯学習課青少年係長 茂原 真哉
			(7) 社会教育に係る財政、予算 社会教育主事の役割と職務	1.5	講義	eラーニング	○	札幌国際大学教授 佐久間 章
			(8) 社会教育に関する団体と指導者	1.5	講義	eラーニング	○	文教大学准教授 青山 鉄兵
			(9) 公民館の役割と機能	1	講義	eラーニング	○	東北学院大学教授 原 義彦
			(10) 図書館の役割と機能	1	講義	eラーニング	○	青山学院大学コミュニティ人間科学部長・教授 小田 光宏
			(11) 博物館の役割と機能	1	講義	eラーニング	○	立正大学教授・埼玉県立川の博物館館長 小川 義和
	3		生涯学習社会と家庭・学校・地域					
			(1) 生涯学習社会と家庭教育	1.5	講義	eラーニング	○	九州女子大学教授 大島 まな
			(2) 生涯学習社会と学校教育	1.5	講義	eラーニング	○	大分大学大学院教授 清國 祐二
			(3) 学校、家庭、地域の連携・協働と 社会教育の役割	2.5	講義 事例研究	eラーニング	○	国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官 志々田 まなみ
								奈良市教育委員会事務局教育部地域教育課地域学校連携係 前地域学校連携推進員 菅野 雅子 西会津町家庭教育相談室「こころのオアシス」 家庭教育コーディネーター兼教育相談員 紫藤 真理子 西会津町家庭教育相談室「こころのオアシス」 家庭教育支援員 星 佳子
		社会教育主事の役割について (ふりかえりプログラム)	1.5		ライブ配信		国立教育政策研究所社会教育実践研究センター 職員	
		社会教育施設の意義と役割 (シンポジウム)	3		ライブ配信		(コーディネーター) 東北学院大学教授 原 義彦 (登壇者) 千葉県立関宿城博物館研究員 横田 貴史 豊橋市まちなか図書館館長 種田 澤 松江市玉湯公民館館長 橋 弘章	
		小 計	30					

※ 本講習で使用するeラーニング教材の中には、令和4年度に作成したものが含まれています。視聴する動画教材の中で用いられている講師の所属名と職名は、教材制作当時のものであり、要項に記載されている現所属名・現職名と異なる場合がありますので、予めご了承ください。

科目名	単位数	内 容 ・ テ ー マ	配当 時間数	教育 方法	実施方法等 (全講義とも通常コース・オンライン コース共通)	小テスト	講 師
社会 教育 経営 論	1	社会教育行政と地域活性化					
		(1) 社会教育行政と地域づくり	1.5	講義	eラーニング	○	全国視聴覚教育連盟会長 馬場 祐次朗
		(2) 社会教育行政と市民協働・住民自治	2.5	講義 事例研究	eラーニング	○	青山学院大学教授 山本 珠美 裾野市社会教育委員 小田 圭介 仙台市教育局生涯学習部文化財課整備活用係長 佐伯 修一
		2 社会教育行政の経営戦略					
		(1) 行政の経営戦略 社会教育行政の経営戦略	2.5	講義 事例発表	eラーニング	○	東京工業大学名誉教授 坂野 達郎 北九州市市民文化スポーツ局地域・人づくり部生涯学習課 社会教育担当係長 菅 恒弘 多摩市教育部永山公民館長兼関戸公民館長 伊藤 麻衣子
		(2) 社会教育計画の意義 社会教育計画の構造	3	講義 事例研究	eラーニング	○	東京家政大学准教授 宮地 孝宜 愛媛県観光スポーツ文化局文化局まなび推進課社会教育主事 渡部 和寿 秋田市保健所健康管理課感染症・難病担当副参事 山田 誠
		3 学習課題の把握と広報戦略					
		(1) 地域課題の分析と把握	1.5	講義	eラーニング	○	滋賀大学教授 神部 純一
		(2) 学習課題把握のための調査法とその活用	1.5	講義	eラーニング	○	横浜市立大学教授 土屋 隆裕
		(3) 社会教育行政における地域広報戦略	1.5	講義	eラーニング	○	日本デジタルアーキビスト資格認定機構理事 坂井 知志
	4 社会教育における地域人材の育成						
	(1) 地域課題解決・まちづくりに取り組む 人材の育成と活動支援	1.5	講義	eラーニング	○	学校法人文敬大学学園理事長 野島 正也	
	(2) コーディネーターの役割、必要な知識・技術	1.5	講義	eラーニング	○	アクティブ・シティズンシップ研究所 (ALEC) 代表 興梠 寛	
	5 学習成果の評価と活用の実際						
	(1) 学習成果の評価と活用	2.5	講義 事例研究	eラーニング	○	天理大学教授 佐々木 保孝 青森県総合社会教育センター社会教育主事 高館 秀典 石川県野々市市立館野小学校校長 小山内 裕之	
	6 社会教育を推進する地域ネットワークの形成						
	(1) 家庭、学校、地域の連携・協働の 推進と地域の活性化	1.5	講義	eラーニング	○	下関市立大学准教授 天野 かおり	
	(2) NPO、企業等との連携・協働の 推進と地域の活性化	1.5	講義	eラーニング	○	明治学院大学教授 坂口 緑	
	7 社会教育施設の経営						
	(1) 社会教育施設の経営 (2) 社会教育施設のネットワーク	3	講義 事例研究	eラーニング	○	青山学院大学准教授 大木 真徳 瀬戸内市市民図書館主幹 横山 ひろみ 鳥取県立博物館専門員兼主任学芸員 茶谷 満	
社会教育主事の役割について (ふりかえりプログラム)	1.5		ライブ配信		国立教育政策研究所社会教育実践研究センター 職員		
家庭、学校、地域の連携・協働の推進と地域の 活性化に向けて (シンポジウム)	3		ライブ配信		(コーディネーター) 下関市立大学准教授 天野 かおり (登壇者) 北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課地学協働推進係主査 国枝 知 山口県萩市立萩西中学校校長 藤井 一憲		
小 計	30						

※ 本講習で使用されるeラーニング教材の中には、令和4年度に作成したものが含まれています。視聴する動画教材の中で用いられている講師の所属名と職名は、教材制作当時のものであり、要項に記載されている現所属名・現職名と異なる場合がありますので、予めご了承ください。

科目名	単位数	内 容 ・ テ ー マ	配当 時間数	教育 方法	実施方法等	小テスト	講 師	
生涯 学習 支援 論	2	1 学習支援に関する教育理論						
		(1) 学習支援の原理	1.5	講義	【通常コース】 ライブ配信 【オンラインコース】 ライブ配信		青山学院大学教授 本庄 陽子	
		(2) 生涯発達から見た学習者の特性	3	講義	【通常コース】 集合 【オンラインコース】 ライブ配信		聖学院大学学長 小池 茂子	
		(3) 成人期・高齢期の教育理論	1.5	講義	【通常コース】 ライブ配信 【オンラインコース】 ライブ配信	上越教育大学大学院教授		
		(4) 特別な支援を要する人々の学習				笠原 芳隆		
		2 効果的な学習支援方法						
		(1) 学習者理解とカウンセリングマインド	1.5	講義	【通常コース】 ライブ配信 【オンラインコース】 ライブ配信		文教大学教授 小林 孝雄	
		(2) 学習支援の方法・形態	3	講義	【通常コース】 ライブ配信 【オンラインコース】 ライブ配信		関東学院大学教授 吉田 広毅	
		3 学習プログラムの編成						
		(1) 学習プログラムの設計・運営	1.5	講義	【通常コース】 ライブ配信 【オンラインコース】 ライブ配信		栃木県総合教育センター生涯学習部長 井上 昌幸	
		(2) プログラム編成の視点	3	講義 事例研究	【通常コース】 ライブ配信 【オンラインコース】 ライブ配信 【通常コース】 ライブ配信 【オンラインコース】 ライブ配信	文教大学教授	金藤 ふゆ子	
						佐賀県立生涯学習センターアバンセ前生涯学習事業部長 関 弘紹		
		4 参加型学習の実際とファシリテーション技法						
		(1) 学習支援方法としての参加型学習	3	講義	【通常コース】 集合 【オンラインコース】 ライブ配信		国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官 志々田 まなみ	
(2) 参加型学習とファシリテーション	1.5	講義	【通常コース】 集合 【オンラインコース】 ライブ配信	國學院大学准教授	青木 康太郎			
				国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員				
(3) 参加型学習の実際とファシリテーション技法	10.5	演習	【通常コース】 集合 【オンラインコース】 ライブ配信		(演習指導) 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員			
		小 計	30					

科目名	単位数	内 容 ・ テ ー マ	配当 時間数	教育 方法	実施方法等	小テスト	講 師
社会 教育 演習	1	教育事業の立案・展開の実際					
		(1) 社会育主事有資格者及び社会教育士の 職務の実際	3	シンボ ジウム	【通常コース】 集合 【オンラインコース】 ライブ配信		(コーディネーター) 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員 (登壇者) 山形県教育局生涯教育・学習振興課主任社会教育主事兼社会教育専門員 中里 秀樹 群馬県安中市教育委員会生涯学習課主査 五明 美和子 兵庫県南あわじ市教育委員会社会教育課主事 西野 実希
	2	(2) 事業計画立案の実際	27	演習	【通常コース】 集合 【オンラインコース】 ライブ配信		(演習指導) 群馬県教育委員会事務局中部教育事務所次長兼生涯学習係長 岡村 和明 埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課社会教育主事兼指導主事 岡田 直人 千葉県教育庁東上総教育事務所指導室社会教育主事 笹川 剛 神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課社会教育グループ 主幹兼社会教育主事 多々納 真治 (演習指導) 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員
	小 計		30				
	合 計		120				

令和5年度 社会教育主事講習[A]日程表

※ 通常コース・オンラインコース共通

7月																															8月		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	
土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
eラーニング期間																	ライブ配信	eラーニング期間															
生涯学習概論																		社会教育経営論															

7/11(火)～7/21(金)【科目名:生涯学習概論】[2単位] eラーニング、ライブ配信(シンポジウム等)

生涯学習概論	7/11(火)	eラーニング																											
	7/20(木)	7/11(火) eラーニング受講開始 7/20(木) eラーニング視聴終了(視聴は、23:59まで)																											
	7/21(金)	9:00	9:25	9:30	12:40	13:40	15:10	15:30	17:00																				
		受付(入室開始)	朝連絡	ライブ配信														修了テストの諸注意・休憩											
				《シンポジウム》 社会教育施設の意義と役割	《ふりかえりプログラム》														「生涯学習概論」修了テスト										
				<コーディネーター> 東北学院大学教授 原 義彦	屋休憩																								
				<登壇者> 千葉県立関宿城博物館研究員 横田 貴史 豊橋市まちなか図書館館長 種田 滯 松江市玉湯公民館館長 橋 弘章																									

7/22(土)～8/1(火)【科目名:社会教育経営論】[2単位] eラーニング、ライブ配信(シンポジウム等)

社会教育経営論	7/22(土)	eラーニング																											
	7/31(月)	7/22(土) eラーニング受講開始 7/31(月) eラーニング視聴終了(視聴は、23:59まで)																											
	8/1(火)	9:00	9:25	9:30	12:40	13:40	15:10	15:30	17:00																				
		受付(入室開始)	朝連絡	ライブ配信														修了テストの諸注意・休憩											
				《シンポジウム》 家庭、学校、地域の連携・協働の推進と地域の活性化に向けて	《ふりかえりプログラム》														「社会教育経営論」修了テスト										
				<コーディネーター> 下関市立大学准教授 天野 かおり	屋休憩																								
				<登壇者> 北海道教育庁生涯学習推進局社会教育課 地学協働推進係主査 国枝 知 山口県萩市立萩西中学校校長 藤井 一憲																									

※ 通常コースの方

8月																														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
ライブ配信 社会教育 演習	ライブ配信 生涯学習 支援論								集合 生涯学習支援 論	山 の 日				集合 社会教育演習																

8/3(木)~8/9(水)【科目名:生涯学習支援論】[2単位] ライブ配信、集合

		9:00	9:25	9:30	11:00	11:10	12:40	13:40	15:10	15:20	16:50	
生 涯 学 習 支 援 論	8/3 (木)	受付 (入室開始)	朝連絡	学習支援の原理 青山学院大学教授 本庄 陽子	休憩	学習者理解と カウンセリングマインド 文教大学教授 小林 孝雄	昼休憩	学習プログラムの設計・運営 栃木県総合教育センター 生涯学習部長 井上 昌幸	休憩	特別な支援を要する 人々の学習 上越教育大学大学院教授 笠原 芳隆		
	8/4 (金)	受付 (入室開始)	朝連絡	プログラム編成の視点 <事例研究>		文教大学教授 金藤 ふゆ子 佐賀県立生涯学習センターアバンセ 前生涯学習事業部長 関 弘紹	昼休憩	学習支援の方法・形態		関東学院大学教授 吉田 広毅		
	8/7 (月)	受付	オリエンテーション	生涯発達から見た学習者の特性 成人期・高齢期の教育理論		聖学院大学学長 小池 茂子	昼休憩	学習支援方法としての参加型学習		国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官 志々田 まなみ		
	8/8 (火)	受付	朝連絡	参加型学習と ファシリテーション	休憩	参加型学習の実際と ファシリテーション技法 国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター職員	昼休憩	参加型学習の実際とファシリテーション技法		国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員		
	8/9 (水)	受付	朝連絡	参加型学習の実際とファシリテーション技法		国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員	昼休憩	参加型学習の実際とファシリテーション技法		国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員		
	社会教育実践研究センターに集合											
	社会教育実践研究センターに集合											
	社会教育実践研究センターに集合											
	社会教育実践研究センターに集合											

8/14(月)～8/18(金)【科目名:社会教育演習】[2単位] 集合

社会 教育 演 習	9:00 9:25 9:40		12:55 14:00		17:15	
	8/14 (月)	受付	社会教育実践研究センターに集合			昼 休 憩
			《シンポジウム》	事業計画立案の実際		
			社会教育主事有資格者及び社会教育士の職務の実際	<演習指導>		
			<コーディネーター> 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員	群馬県教育委員会事務局中部教育事務所次長兼生涯学習係長 岡村 和明		
<登壇者> 山形県教育局生涯教育・学習振興課主任社会教育主事兼社会教育専門員 中里 秀樹			埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課社会教育主事兼指導主事 岡田 直人			
群馬県安中市教育委員会生涯学習課主査 五明 美和子	千葉県教育庁東上総教育事務所指導室社会教育主事 笹川 剛		閉 講 式			
兵庫県南あわじ市教育委員会社会教育課主事 西野 実希	神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課社会教育グループ 主幹兼社会教育主事 多々納 真治					
9:00 9:25 9:30		12:45 14:00		17:15		
8/15 (火)	受付	社会教育実践研究センターに集合			昼 休 憩	
		朝連絡		事業計画立案の実際		
		※8/14午後と同じ		事業計画立案の実際		
		※8/14午後と同じ		※8/14午後と同じ		
		社会教育実践研究センターに集合		事業計画立案の実際		
8/16 (水)	受付	社会教育実践研究センターに集合			昼 休 憩	
		朝連絡	事業計画立案の実際			
		※8/14午後と同じ		事業計画立案の実際		
		※8/14午後と同じ		※8/14午後と同じ		
		社会教育実践研究センターに集合		事業計画立案の実際		
8/17 (木)	受付	社会教育実践研究センターに集合			昼 休 憩	
		朝連絡	事業計画立案の実際			
		※8/14午後と同じ		事業計画立案の実際		
		※8/14午後と同じ		※8/14午後と同じ		
		社会教育実践研究センターに集合		事業計画立案の実際		
8/18 (金)	受付	社会教育実践研究センターに集合			昼 休 憩	
		朝連絡	事業計画立案の実際			
		※8/14午後と同じ		事業計画立案の実際		
		※8/14午後と同じ		※8/14午後と同じ		
		社会教育実践研究センターに集合		事業計画立案の実際		

※閉講式 17:30終了予定

※ オンラインコースの方

【生涯学習支援論】[2単位] : 8/3(木)8/4(金)、8/7(月)、8/22(火)～8/23(水)ライブ配信

【社会教育演習】[2単位] : 8/14(月)、8/24(木)～8/25(金)、8/28(月)から8/30(水)ライブ配信

8月																														
2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	
水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
	ライブ配信				ライブ配信							ライブ配信									ライブ配信									ライブ配信
	生涯学習支援論				生涯学習支援論							社会教育演習									生涯学習支援論	社会教育演習							社会教育演習	

(※オンラインコースの日程表では、科目ごとではなく、時系列で日程を示しています。)

		9:00	9:25	9:30	11:00	11:10	12:40	13:40	15:10	15:20	16:50
生涯学習支援論	8/3(木)	受付(入室開始)	朝連絡	学習支援の原理 青山学院大学教授 本庄 陽子	休憩	学習者理解と カウンセリングマインド 文教大学教授 小林 孝雄	昼休憩	学習プログラムの設計・運営 栃木県総合教育センター 生涯学習部長 井上 昌幸	休憩	特別な支援を要する 人々の学習 上越教育大学大学院教授 笠原 芳隆	
	8/4(金)	受付(入室開始)	朝連絡	プログラム編成の視点 <事例研究>		文教大学教授 金藤 ふゆ子 佐賀県立生涯学習センターアバンセ 前生涯学習事業部長 関 弘紹	昼休憩	学習支援の方法・形態		関東学院大学教授 吉田 広毅	
	8/7(月)	受付(入室開始)	朝連絡	生涯発達から見た学習者の特性 成人期・高齢期の教育理論		聖学院大学学長 小池 茂子	昼休憩	学習支援方法としての参加型学習		国立教育政策研究所生涯学習政策研究部総括研究官 志々田 まなみ	

		9:00	9:25	9:40	12:55
社会教育演習	8/14(月)	受付(入室開始)	朝連絡	《シンポジウム》 社会教育主事有資格者及び社会教育士の職務の実際 <コーディネーター> 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員 <登壇者> 山形県教育局生涯教育・学習振興課主任社会教育主事兼社会教育専門員 中里 秀樹 群馬県安中市教育委員会生涯学習課主査 五明 美和子 兵庫県南あわじ市教育委員会社会教育課主事 西野 実希	

		9:00	9:25	9:30	11:00	11:10	12:40	13:40	16:50
生涯学習 支援論	8/22 (火)	受付 (入室開始)	朝連絡	参加型学習と ファシリテーション 国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター職員	休憩	参加型学習の実際と ファシリテーション技法 国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター職員	昼休憩	参加型学習の実際とファシリテーション技法 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員	
	8/23 (水)	受付 (入室開始)	朝連絡	参加型学習の実際とファシリテーション技法 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員		参加型学習の実際とファシリテーション技法 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員	昼休憩		

		9:00	9:25	9:30	12:40	13:40	16:50
社会 教育 演習	8/24 (木)	受付 (入室開始)	朝連絡	事業計画立案の実際 <演習指導> 国立教育政策研究所社会教育実践研究センター職員	昼休憩	事業計画立案の実際 ※8/24午前と同じ	
	8/25 (金)	受付 (入室開始)	朝連絡	事業計画立案の実際 ※8/24午前と同じ	昼休憩	事業計画立案の実際 ※8/24午前と同じ	
	8/28 (月)	受付 (入室開始)	朝連絡	事業計画立案の実際 ※8/24午前と同じ	昼休憩	事業計画立案の実際 ※8/24午前と同じ	
	8/29 (火)	受付 (入室開始)	朝連絡	事業計画立案の実際 ※8/24午前と同じ	昼休憩	事業計画立案の実際 ※8/24午前と同じ	
	8/30 (水)	受付 (入室開始)	朝連絡	事業計画立案の実際 ※8/24午前と同じ	閉講式		

※閉講式 12:50終了予定



【お問い合わせ】

国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター
企画課 普及・調査係

TEL : 03-3823-8420

E-mail : shujikou@nier.go.jp